生活保護制度についてのご案内

新潟県福祉保健部福祉保健総務課

平素より、本県の生活保護行政にご協力いただきありがとうございます。
この度、介護保険法指定事業者様に、生活保護制度（介護扶助）についてご案内させていただきますので、引き続き生活保護制度にご理解、ご協力をお願いいたします。

生活保護法における「介護扶助」について

被保護者が介護サービスを利用する場合、本来自己負担すべき額に対して「介護扶助」が支給されます。介護扶助は、被保護者の状況により次のとおり支給されます。

◎　６５歳以上の場合

介護保険　９割	介護扶助　１割

◎　４０歳以上６５歳未満で特定の疾患があり医療保険未加入者の場合

介護扶助　１０割

生活保護が開始されると、被保護者は国民健康保険や後期高齢者医療制度から脱退することになります。したがって、被保護者であって４０歳以上６５歳未満で特定の疾患がある方（通常は介護保険制度上の「第２号被保険者」となる方）は、第２号被保険者に該当しないため介護保険法の適用を受けることができません。その場合、生活保護法の介護扶助により、全額福祉事務所が費用を負担することになります。

生活保護法指定介護機関について

被保護者に介護サービスを提供する場合は、生活保護法に基づく指定を受ける必要があります。（指定を受けた介護機関を「生活保護法指定介護機関」といいます。）
<u>指定を受けずに介護サービスを提供した場合、介護報酬を受け取ることができませんのでご注意ください。</u>

〇指定申請が必要な場合
平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定・許可を受けた介護種別については申請が必要です。（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く。）

〇指定申請が不要な場合
平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護種別については指定介護機関とみなされるため、申請は不要です。
※生活保護法及び中国残留邦人等支援法による介護機関のみなし指定を不要とする場合、介護保険法による指定を受けるまでに予め申出が必要です。
（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は申出ができません。）

なお令和８年４月１日以降、名称等の変更または廃止・休止・再開の届出については介護保険法上の手続きと連動することとなったため、届出が不要となりました。

指定に必要な申請書等詳細については、新潟県ホームページをご参照ください。
≪ホームページＵＲＬ≫
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/1349128839341.html

生活保護費の算定方法について

被保護者には、国が定める基準に基づく最低生活費が定められ、その最低生活費から、世帯の収入を差し引いた額が「生活保護費」として支給されます。

◆　保護が受けられる場合

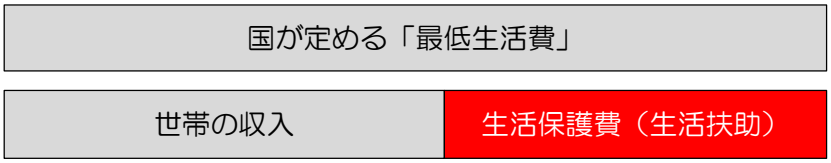

◆　保護が受けられない場合

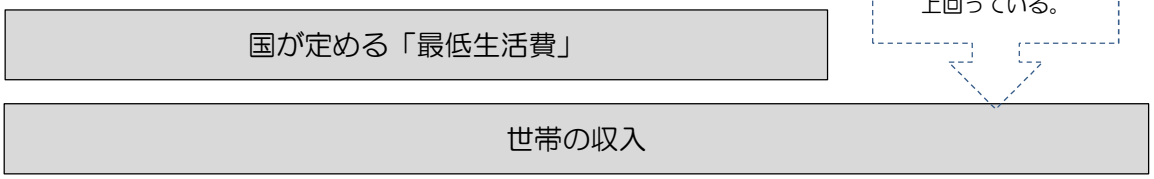

上記のとおり、収入が最低生活費を上回る場合は原則生活保護を受けることができませんが、介護費または医療費がかかる場合は、被保護者が介護費または医療費を一部自己負担することにより、生活保護が受けられる場合があります。

◇　被保護者が介護費・医療費を自己負担することにより保護が受けられる場合

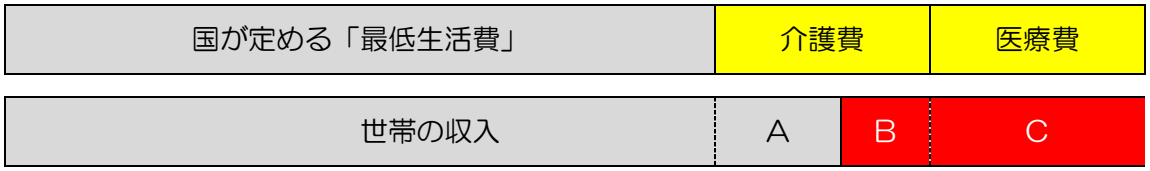

上記例の場合は、医療費は生活保護費（医療扶助）で全額賄われますが、介護費は自己負担の部分（Ａ）と生活保護費（介護扶助）で賄われる部分（Ｂ）に分けられます。したがって、世帯の状況によっては、被保護者が介護機関（あるいは医療機関）に対して費用を負担することもあります。
実際にいくら負担するかは、福祉事務所から発行される介護券に記載されますので、必ずご確認ください。

★　本件に関する問い合わせ先
新潟県福祉保健部福祉保健総務課保護係
ＴＥＬ：０２５－２８０－５１７９